

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊組対第811号

令和6年3月28日

SNS型投資・ロマンス詐欺対策の推進について（通達）

令和5年下半期において、全国的にSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が急増しており、これらの詐欺による同年の合計被害額は450億円以上に上るなど、極めて憂慮すべき状況にある。本県においても、これらの詐欺による同年の合計被害額は6億円以上に上り、特殊詐欺の被害額を大きく上回っている。これらの詐欺については、被害実態や詳細な犯行手口等が必ずしも十分明らかになっていないことから、被害実態等を早急に解明し、効果的かつ強力に対策を講じていく必要がある。

このような情勢に鑑み、これらの詐欺が新たな警戒の空白となることのないよう、県警察において、当面の間、重点的に取り組むべき緊急的な対策について、下記のとおり取りまとめたので、これを踏まえ、総合的かつ強力に推進されたい。

記

1 対策推進体制等

SNS型投資・ロマンス詐欺については、具体的な捜査手法や抑止対策において特殊詐欺と共通する面が多く、特殊詐欺対策及び匿名・流動型犯罪グループ対策と一体的な対策を推進することが適当であることから、県警察においては、組織犯罪対策課が主体となって関係部門（刑事、生活安全等）が緊密に連携し、各部門の強みを生かした総合的対策を強力に推進すること。

2 重点的に取り組むべき事項

(1) 検挙に向けた捜査等

関係部門が緊密に連携し、SNS型投資・ロマンス詐欺に関する被害実態や犯行手口を詳細に把握するとともに、関係被疑者の検挙に向け、あらゆる法令を駆使した部門横断的な捜査を推進すること。

また、これらの事案に匿名・流動型犯罪グループをはじめとする犯罪組織が関与している可能性を視野に、検挙した被疑者の取調べを尽くすことはもとより、押収資料の分析等を徹底し、部門の垣根を越えた関連情報の収集・分析等により、その実態解明を推進すること。

(2) 迅速な初動対応

SNS型投資・ロマンス詐欺に関する被害実態の把握及び被疑者の検挙を強力に推進するため、相談、被害の申告等によりSNS型投資・ロマンス詐欺の被害を認知した場合には、特殊詐欺事件の捜査と同様に、犯行に使用されたネットバンキング等の預貯金口座、暗号資産取引口座等の照会や被害金のATM出金画像等に係る捜査等の各種初動対応を迅速に実施すること。

また、特殊詐欺と比較して、電話が使用される手口が少なく、LINE等のSNSや投資アプリ、マッチングアプリ等が悪用される手口が多いというSNS型投資・ロマンス詐欺特有の事情に十分留意し、犯行に使用されたSNSアカウント、投資アプリ、マッチングアプリ等についても迅速な照会等を徹底すること。

(3) 事件情報等の一元管理・分析・活用

相談、被害の申告等によりSNS型投資・ロマンス詐欺の被害を認知した場合には、組織犯罪対策課長（組織犯罪特捜第二係（特殊詐欺・連合捜査）取扱い）に速報するとともに、認知後の各種捜査等によって収集した事件情報等についても、逐次報告すること。

また、組織犯罪対策課は、匿名・流動型犯罪グループをはじめとする犯罪組織が関与している可能性を視野に、SNS型投資・ロマンス詐欺に関する被害状況及び捜査状況を一元的に集約・管理・分析するとともに、集約した事件情報等については、関係部門・関係都道府県警察の間で情報共有を行った上で、捜査、実態解明及び抑止対策に活用すること。

3 抑止対策

(1) 被害発生状況等に応じた効果的な広報啓発等

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害を防止するためには、投資や国際結婚等に関心を有し、日常的にSNSやアプリ等を利用する層への訴求が不可欠である点に留意しつつ、捜査等を通じて把握した手口や被害発生状況等を踏まえ、被害者となり得る県民に対する効果的な広報啓発を推進すること。

また、SNS事業者、マッチングアプリ等を提供するアプリ事業者、証券会社や暗号資産交換業者をはじめとする金融機関等の関係事業者と緊密に連携し、官民一体となって被害防止対策を推進すること。

(2) 犯行ツール対策

犯行に利用された預貯金口座、暗号資産取引口座、SNSアカウント等の凍結措置や、犯行に利用された携帯電話番号等の利用停止等を推進するため、関係事業者への情報提供・要請を迅速かつ確実に実施すること。

(3) 投資詐欺サイトに誘導する投稿・偽広告対策

特にSNS型投資詐欺については、SNS上の投稿に掲載された投資詐欺サイトに誘導するURL等や偽広告を押下して被害に遭うケースが多くみられることから、関係事業者に対し、これらの投稿や偽広告に関する契約約款に基づく削除等依頼を積極的に実施すること。

(4) SNS等における犯罪実行者募集情報に関する対策

SNS型投資・ロマンス詐欺についても、特殊詐欺と同様に、出し子等を獲得するため、SNS等で犯罪実行者の募集が行われる可能性があることから、このようなSNS等での犯罪実行者募集情報についてSNS事業者等に対する削除依頼を積極的に実施するほか、投稿者等に対する個別警告等を推進すること。

4 留意事項

(1) 総合力の発揮

関係部門において、SNS型投資・ロマンス詐欺に該当する可能性のある事案を認知した場合は、当該部門の所掌業務として、事件受理をはじめとする各種捜査を実施することはもとより、抑止対策等の諸対策が迅速に行われるよう組織犯罪対策課と情報共有を徹底するなど、関係部門が連携した総合的かつ強力な取組となるよう留意すること。

(2) 犯罪組織を視野に入れた捜査の徹底

事件捜査に当たっては、各種法令の多角的活用や犯罪収益等に着眼した取締りを行うなど、事件の背後に匿名・流動型犯罪グループをはじめとする犯罪組織が関与している可能性を視野に入れた捜査となるよう留意すること。